

「平成29年度建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関するガイドライン」改定について

平成29年4月

平成28年度業務ガイドラインの主な改定ポイント

- 資本関係及び人的関係に関する要件の一部改正
- 不正事案を踏まえた再発防止に関わる審査及び手続きの改定
- 国土交通省登録技術者資格へ民間資格の追加登録
※適用：平成29年2月24日以降に公告(公示)する業務
- 出産・育児等による休業期間の取扱いの追加
- 予算決算及び会計令85条の基準の変更(低入札価格調査基準の見直し)
- 品質確保基準価格の対象範囲の拡大(補償関係コンサルタント業務)
- 評価にかかる期間の変更
 - <企業> 業務実績：平成18年度以降 → 平成19年度以降
 - <技術者> 業務実績：平成18年度以降 → 平成19年度以降

※適用基準日

平成29年4月1日以降に公告(公示)及び指名競争入札における指名通知を行う業務から適用するものとする(「審査及び手続きの改定」に関わる一部業務は適用済み)。

○資本関係及び人的関係に関する要件の一部改正

資本・人的関係のある者の同時入札禁止について(基準の一部改正)の考え方

資本関係			人的関係		
親会社等と子会社等 ※「等」=組合(JVを含む)	親会社等と同じく する子会社等同士	同一の者に 経営を支配される 会社等同士	役員を兼任	役員が管財人 を兼任	管財人を兼任
<p>(役員又は管財人が他方の会社等の経営を支配している場合を含む)</p>			<p>※更生会社、民事再生中の会社を除く。</p>		

組合(JVを含む)と その構成員が同時入札	JVの代表者が各基準に該当	JVの代表者以外の構成員同士が 各基準に該当
	<ul style="list-style-type: none"> 親会社と子会社(役員又は管財人が経営を支配) 親会社を同じくする子会社同士 同一の者に経営を支配される会社等同士 役員を兼任、役員が管財人を兼任、管財人を兼任 	<ul style="list-style-type: none"> 親会社と子会社(役員又は管財人が経営を支配) 親会社を同じくする子会社同士 同一の者に経営を支配される会社等同士 役員を兼任、役員が管財人を兼任、管財人を兼任

↔ 同時入札禁止の対象となる会社等

□ 現行の基準

□ 追加する基準

○不正事案を踏まえた再発防止に関わる審査及び手続きの改定

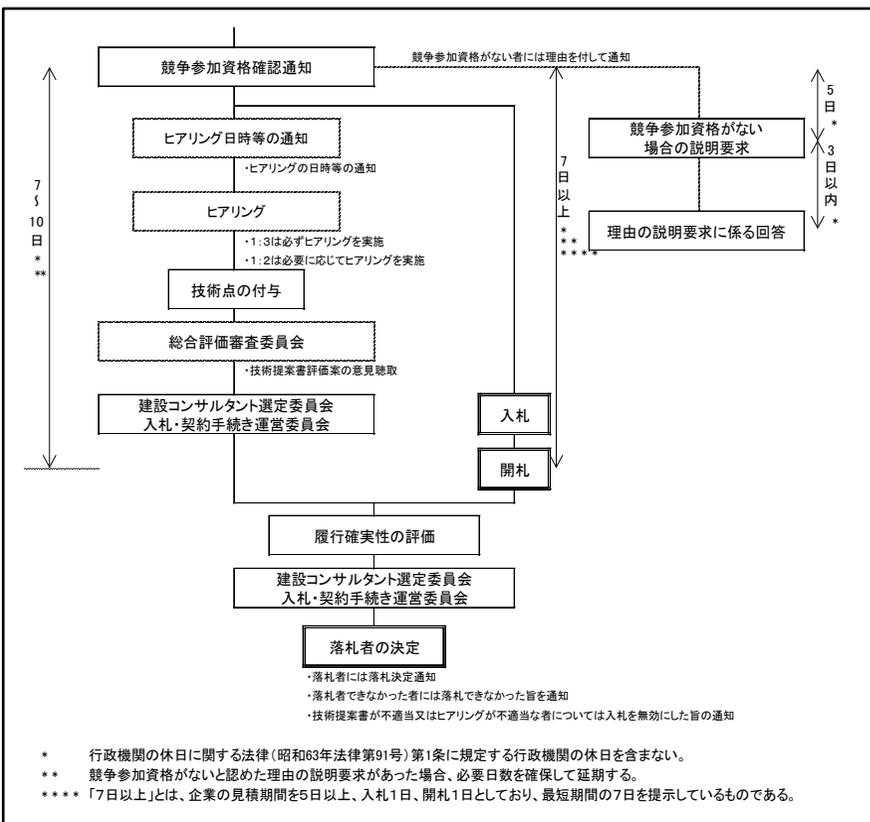
○予定価格作成時期の後倒し

予定価格の作成を入札書提出後に行うことで、予定価格漏洩の防止を実施

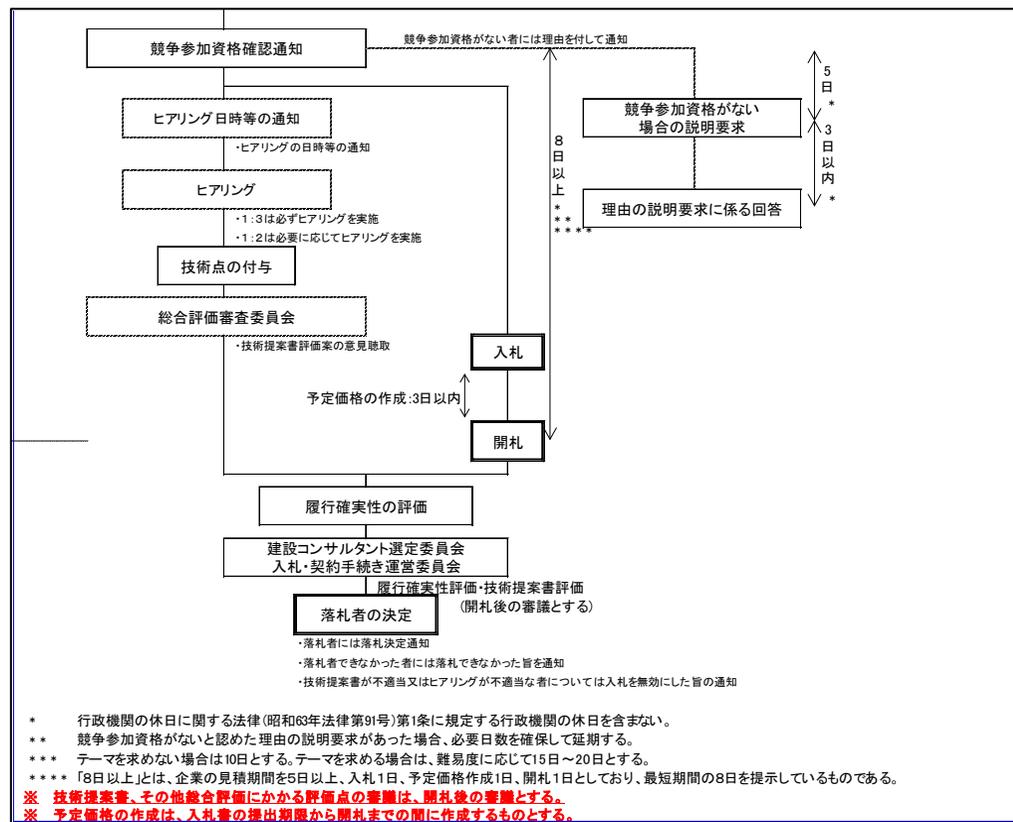
○技術評価点の審査時期の後倒し

入札後の入契委員会で技術評価に関する審査を実施

【現行】



【改定】



「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

登録等の流れ

登録規程（登録要件の明確化）

登録要件

- 資格付与試験等を一回以上実施した実績
- 資格付与試験等の安定的な実施
- 受験条件が、広く一般に公表されていること
- 特定の者に利益を与えるものでないこと
- 資格付与試験等が別表の第一欄から第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること
- 試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、教授、准教授又は博士の学位を授与された者が含まれること
- 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等の交付
- 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置
- 登録の抹消等のための適切な審査手続

施設分野、業務、知識・技術を求める者の区分毎の必要な知識・技術

対象施設・業務に応じて設定

(例)

- 法令、技術基準等に関する知識
- 工学的基礎知識
- 経験
- 点検技術・点検方法に関する知識
- 診断技術・診断方法に関する知識
- 補修設計技術・補修設計方法に関する知識

大臣告示

国

登録要件の適合確認・登録

登録申請

※5年毎の登録更新

申請者（資格付与事業等の実施主体）

- 過去5年間の実績に基づき、申請書類(様式、誓約書、添付書類等)を作成
- 申請の次年度以降5年間、登録要件に適合した資格付与試験等を毎年1回以上実施

資格保有者の技術力の維持向上のための措置

講習、研修の受講、CPDの取得等

民間資格の保有者

登録資格公示

資格の活用

発注者

- 業務の入札参加要件に登録資格を設定
- 指名業者選定時及び落札業者選定時に登録資格保有者を優位に評価

分野別登録資格数

●維持管理分野(点検・診断等業務)※H27年度一部拡充

施設等名	登録資格数			
	H27.1	H28.2	H29.2 (今回)	計
橋梁(鋼橋)	16	13	13	42
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	42
トンネル	5	13	8	26
砂防設備	1	1	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	3
下水道管路施設 ※H27拡充	—	1	1	2
海岸堤防等	4	0	2	6
港湾施設	4	0	0	4
空港施設	0	1	0	1
公園(遊具)	0	4	0	4
土木機械設備 ※H27拡充	—	2	0	2
計	50	49	37	136

●新設分野(計画・調査・設計業務)※H27制定

施設等名	登録資格数		
	H28.2	H29.2 (今回)	計
道路	3	3	6
橋梁	3	1	4
トンネル	2	1	3
河川・ダム	2	1	3
砂防	2	0	2
地すべり対策	2	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	3
海岸	12	4	16
港湾	14	0	14
空港	1	0	1
下水道	1	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	1
都市公園等	2	0	2
建設機械	1	0	1
土木機械設備	1	0	1
電気・通信・制御処置システム	1	0	1
地質・土質	9	3	12
建設環境	2	0	2
計	62	13	75

国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

○出産・育児等による休業期間の取扱いの追加

予定技術者の経験及び能力の審査及び評価において、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に産出・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査及び評価の対象期間に加えるものとする。

【適用範囲】 予定技術者に関わる、「実績」「成績」「信頼度」の対象期間

【対象期間の考え方】

- ・基本は、「休業期間に相当する期間」とする。
 - ・ただし、上記適用範囲の「実績」「成績」「信頼度」を審査するにあたり、「休業期間に相当する期間」を年単位に切り上げ審査を実施するものとする。
- (注)休業期間に相当する期間として、【該当する休業期間が延べ30日以上】あった場合を対象とする。

【入札説明書記載例】

対象の期間に、産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業(以下単に「休業」という。))を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間(以下「評価対象期間」という。)を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

○ 出産・育児等による休業期間の取扱いの追加

○ 配置予定技術者について、出産・育児等による休業期間※も考慮して評価

※ 産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）をいう。

配置予定技術者が評価対象期間に出産・育児等で休業していた場合

■ 評価対象期間【改定前】

評価対象期間〇〇ヶ月



従前、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。



■ 評価対象期間【改定後】

評価対象期間〇〇ヶ月 + 休業期間分



○予算決算及び会計令85条の基準の変更(低入札価格調査基準の見直し)

調査・業務等の業務における低入札価格調査基準の運用を以下の通り改定します

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

調査基準価格等は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。

【現行】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

【改定】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

○品質確保基準価格の対象範囲の拡大(補償関係コンサルタント業務)

品質確保対策の拡大について

◆改定内容

『予定価格が100万円を超え1000万円以下の業務に品質確保基準価格を設定』
 (100万円～500万円の業務にも低入受注者の義務付けの適用)

○これまでの取扱い

対象業務	品質確保基準価格の適用対象
測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、 地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、 補償関係コンサルタント業務	500万円以上1000万円以下



○平成29年4月1日以降の取扱い

対象業務	品質確保基準価格の適用対象
測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、 地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務	500万円を超え1000万円以下
補償関係コンサルタント業務	100万円を超え1000万円以下